

行政 Information	市政の動き (8月16日～9月15日) 市役所内で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。
--------------------------------------	---

会議名など	内 容
8月24日(月) 長浜市いじめ問題対策連絡協議会 担当課：教育指導課(☎65-8605)	協議会の運営方法、市のいじめ防止にかかる施策について事務局から説明を受け承認しました。また、いじめ問題に関わる各関係機関の連携のあり方について意見交換を行い、今後の組織的な取組への方向付けを行いました。
8月26日(水) 第2回長浜市国民健康保険運営協議会 担当課：保険医療課(☎65-6512)	平成26年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について事務局から説明を受け、質疑応答ののち了承しました。
8月26日(水) 第6回長浜の未来の学校づくり検討会議 担当課：教育改革推進室(☎65-8604)	小中一貫教育の制度化の背景や経緯、前回の地域別部会での意見のまとめ等について説明を受け、今後の魅力ある学校づくりについて地域別の部会で意見交換を行いました。
8月27日(木) 第1回豊公園再整備基本計画検討委員会 担当課：都市計画課(☎65-6541)	公園施設の老朽化や利用者の動線の不具合など、豊公園が抱える問題点の確認を行い、公園再整備について意見交換を行いました。
9月4日(金) 第2回長浜市総合教育会議 担当課：総合政策課(☎65-6505)	昭和女子大学大学院教授 押谷由夫氏をアドバイザーに迎え、「郷土教育のあり方」をテーマに講演いただいた後、意見交換を行いました。また、第2期長浜市教育振興基本計画(案)について事務局から説明を受けました。

行政 Information	森のエネルギーを 暖房に活かしませんか ☎森林整備課(☎65-6526)
--------------------------------------	--

豊富な森林資源の有効活用と木質バイオマスによる再生可能エネルギーの普及・促進を図るため、家庭や事業所に新たに設置する薪ストーブおよびペレットストーブについて補助金を交付します。

【対 象】住宅、事務所等にストーブを設置する市民または事業者

【補助率】設置経費の1／3以内

【補助限度額】10万円

※工事着手前に手続きが必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。担当課まで。



薪ストーブ



ペレットストーブ

行政 Information	公的年金からの住民税の引き落とし(特別徴収)について ☎税務課(☎65-6524)
--------------------------------------	--

公的年金からの住民税の特別徴収とは、住民税を公的年金から差し引いて市に納入する制度で、新たに税負担が生じるものではありません。

●対象となる人

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税の納税義務がある人

※4月1日現在で65歳の人は、10月支給の年金から引き落としが始まります。

次の人は、特別徴収の対象とはなりません。

- ・1月2日以降、本市へ転入した人
- ・老齢基礎年金等の給付年額が18万円未満の人
- ・介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ・引き落としされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人
- ・所得税、介護保険料および後期高齢者医療保険料等を差し引いた給付額が、年金所得に対する住民税額を下回る人

●対象となる住民税額

公的年金所得に対する住民税額 ※給与所得や事業所得などにかかる住民税額がある場合、給与からの引き落としまたは納付書、口座振替で納めていただきます。

●引き落とし対象年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等 ※障害年金および遺族年金などの非課税の年金は対象外。

●引き落としが中止となる場合

引き落とし開始後、市外への転出や税額の変更、年金支給停止などが発生した場合

※中止後は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。

※前述以外の理由で年金からの引き落としの中止を希望されても、地方税法の規定によりできませんので、ご理解をお願いします。

ツキノワグマにご注意

ツキノワグマの目撃情報が相次いでいます。次のことに気をつけましょう。

●エサとなるドングリや柿・栗などが実っている林には、極力入らないようにしましょう。

●山歩きをするときは、ラジオ、鈴、笛などで人の接近を知らせましょう。ツキノワグマは元来、臆病で人を避けます。

●ツキノワグマは、山にエサがない場合、夜間に人里近くで行動します。夕方から夜間、早朝の外出は控えてください。

●集落内に実る柿や栗はツキノワグマを誘引します。不要な果樹は早めに収穫してください。

●人家近くでツキノワグマを目撃した場合は、最寄りの警察署または市役所まで、「場所」「時間」「大きさ」「移動方向」「何をしていたか」などの情報を、直ちに連絡してください。

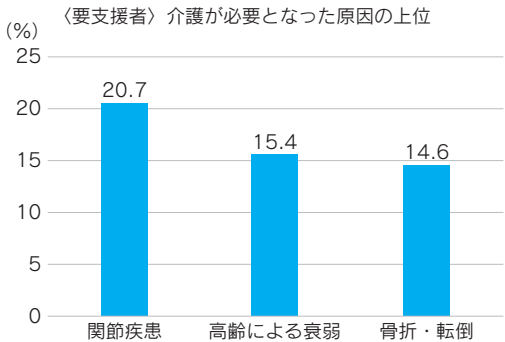
☎森林整備課鳥獣害対策室(☎65-6526) 北部振興局産業振興課(☎82-5902)

行政 Information	レッツ！介護予防 ☎地域包括支援課(☎65-7841)
--------------------------------------	--

内閣府によれば、2025年には国民の約3人に1人が65歳以上となる見込みです。このことは、高齢者の医療や介護に関する問題だけでなく、社会のあり様にも大きく影響を及ぼすといわれています。

高齢者の誰もが介護を必要とせず、健康で生き生きとした生活を送りたいものですが、これを実現するには、介護予防に取り組むことが重要です。

厚生労働省が行なった調査によると、軽度の介護が必要と認定された人（要支援者）の介護が必要となった主な原因は、左図のとおりです。



高齢者の「関節疾患」は、加齢による衰えから患うことが多く、上位の原因は、年をとるにつれてあらわれる諸症状・疾患であるといえます。

加齢による体力や筋肉の低下、それらに伴う活動量の低下や転倒などを防ぐためには、運動機能向上を目的としたトレーニングが有効です。

「きょうせ体操」をご存知ですか

市では介護予防・転倒予防の体操として、足腰を鍛える「ながはまきょうせ体操」を推奨しています。

続けることで、よりよい効果が期待でき、一人では続けることが難しくても、仲間同士で取り組んだり、定期的に自治会館などに集まって実施するサークルなどもあります。

皆さんも、介護予防のため、日々の暮らしに運動を取り入れてみましょう。

理学療法士にご相談ください

地域における介護予防の取組を促進するため、施設の介護職員さんへの助言や、高齢者本人への関わり、取り巻く生活環境の調整など、介護予防につなげる支援を行なっています。

まずはお気軽に担当課まで。